

福岡大学障がい学生支援に関する基本方針

1. 趣 旨

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）に基づく「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に即し、福岡大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生に対する支援において本学の全ての教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものである。

2. 定 義

この基本方針において、障がいのある学生とは、本学の学生及び本学に入学を希望する者であって、障害者差別解消法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、かつ、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

3. 不当な差別的取扱いに関する基本的な考え方

- (1) 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、「福岡大学障がい学生支援に関するガイドライン」（以下「別紙ガイドライン」という。）に留意し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (2) 不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育、研究その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、障がいのない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。なお、障がいのある学生の実事上の平等を促進し、又は達成するために必要とされる特別の措置は、不当な差別的取扱いには該当しない。
- (3) (2) に定める「正当な理由」の有無は、個別の事案ごとに判断する。不当な差別的取扱いが問題となった事案において正当な理由があると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

4. 合理的配慮に関する基本的な考え方

- (1) 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、別紙ガイドラインに留意し、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障がいのある学生の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- (2) 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自

由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう（障害者の権利に関する条約第2条）。

(3) 意思の表明とは、言語のほか、障がいのある学生が他者とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられることであり、単独で意思の表明が困難な場合には、家族・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。大学は、意思の表明を支援し、適切と思われる合理的配慮を提案するよう当該障がいのある学生との合意形成に努めなければならない。

(4) (2) に定める「均衡を失した又は過度の負担」の有無は、個別の事案ごとに判断する。この判断は、特に以下に掲げる事項を考慮し、当該事案の個別事情に基づいて総合的・客観的に行う。

- ① 単位認定基準、卒業要件の緩和その他本学における教育の本質的な変更を伴うか否か。
- ② 財政面・体制面等で大学側に過重な負担がかかるか否か。
- ③ 本学における教育とは直接に関係しない生活全般にわたる支援か否か。

5. 支援体制

- (1) 障がいのある学生への支援は、障がい学生支援推進会議の下、学部・研究科・学生部障がい学生支援センターを中心とする関係部署の密接な連携体制によって行う。
- (2) 障がいのある学生及びその家族や関係者からの相談等に応じることを目的として、学生部障がい学生支援センターに相談窓口を置く。
- (3) (2) に定める相談窓口寄せられた相談等に係る情報は、障がいのある学生のプライバシーに配慮して慎重に取扱い、当該障がいのある学生の同意の下、関係者で共有する。

6. 本学のバリアフリー化及び教職員への本基本方針の周知等

- (1) 本学は、障がいのある学生が円滑に学生生活を送れるようにバリアフリー化に努める。
- (2) 本学は、教職員に対して本基本方針の周知徹底を図る。
- (3) 本学は、障がいを理由とする差別の解消等に関して求められる責務・役割についての組織的な研修を実施する。

以 上